

第24回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和7年5月30日（金曜日） 開始 15:00 終了 17:00
会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 13名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫 （4番欠番）
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 20番 島田 正弘
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

欠席農業委員 0名

出席推進委員 12名

7番 谷口 昭 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博
8番 武田 秀俊 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅
15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸

欠席推進委員 1名 9番 河野 良人

議事録署名委員 6番 牧野 菜那、23番 上村 眞司

議事日程 第1 報 告 農地法第18条第6項の規定による届出について
第2 議案第158号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3 議案第159号 農地法第5条の規定による許可申請について
第4 議案第160号 農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：新規分）
第5 議案第161号 農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：再配分）

出席事務局 5名 事務局長 山口 憲一 次 長 黒葛原 俊
調整係長 酒井 尋 主任書記 前田 穰 主 事 谷口 哲平

議長（1番）

ただいまから、第24回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は、9番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は「農業委員13名、農地利用最適化推進委員12名」でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議事録署名委員の指名

議長（1番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員は、

6番 牧野 菜那 委員

23番 上村 眞司 委員 をお願いします。

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（1番）

それでは議案審議に入ります。

まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。

今回の合意解約は13件でございます。内容といたしましては、耕作者変更、農地贈与、基盤整備事業に伴う農地集積促進が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思います。以上でございます。

議案第158号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第158号、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。当該議案に3番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。

暫時休憩します。

（ 3番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第158号は、申請番号1番から4番の4件であります。先に1番の1件の審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第158号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号1番から4番の4件であります。先に申請番号1番の所有権移転に関する1件を説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、6ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、8番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

8番委員

議案第158号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番につきましては、渡人は市外在住で管理ができないため申請地を現耕作者である受人に譲り渡し、受人は田には水稲、畑には飼料を作付けする計画です。受人世帯は毎年水稲、飼料、たばこを作付けしており、農業従事状況については、本人と妻が360日、父と母が350日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も水稲、飼料が作付けしてありますが、農薬の使用方法については地域の防除基準を遵守されるため何も問題ありません。以上、申請番号1番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議長（1番）

申請番号1番の1件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第158号、申請番号1番の1件は許可することに決定いたします。

暫時休憩します。

（ 3番委員 入室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、先ほど審議しました申請番号1番を除く、2番から4番の3件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第158号、農地法第3条の規定による許可申請は、先ほどご審議いただきました申請番号1番の1件を除く、申請番号2番から4番の3件を説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請3件は、6ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、18番委員より申請番号2番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

18番委員

議案第158号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号2番の所有権移転に関する1件です。こちらについては、渡人は高齢で管理できないため、現在の耕作者へ売り渡し、受人は飼料を作付けするものです。受人世帯は毎年、飼料を作付けしており、農業従事状況については、本人が260日、妻が200日、長男が360日の従事であり、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていきけると考えます。また、申請地の周辺には飼料が作付けされており、農薬は使用しないため何も問題ありません。以上、申請番号2番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に

18番委員

該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に3番について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第158号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号3番の所有権移転に関する1件でございます。3番につきましては、受人は同時購入の宅地に現在自宅を建築中であり、申請地を家庭菜園として利用したく申請されたものです。受人は申請地に家庭菜園として季節の野菜や果樹を植栽するため全ての農地を効率的に利用する全部効率要件を満たしております。また、受人は家庭菜園として必要な耕運機をリースで対応予定であり、労働力については、本人が80日、妻が80日の従事計画があり、農家の母に技術指導を受けることから、機械保有・労働力・技術面については問題ないと考えます。また、申請地は地域計画のエリア外であり、周囲は宅地で農薬の使用はしないため何も問題ありません。以上、申請番号3番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に4番について、26番委員より説明をお願いします。

26番委員

議案第158号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号4番の所有権移転に関する1件でございます。4番につきましては、渡人は市外在住で管理ができないため現耕作者である受人に申請地を売り渡し、受人は水稻を作付けする計画です。受人世帯は、毎年水稻を作付けしており、農業従事状況については、本人が180日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も同じく水稻が作付けしてありますが、農薬の使用については地域の防除基準を遵守されるため何も問題ありません。以上、申請番号4番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
ただいま審議しました申請番号2番から4番の3件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第158号、申請番号2番から4番の3件は許可することに決定いたします。

議案第159号：農地法第5条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第159号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第159号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、申請番号1番の所有権移転に関する1件を説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件につきましては、10ページにあります農地法第5条第2項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
この1件については私の報告案件でありますので、ここで議長を会長代理に交代します。

（ 会長代理（2番）へ議長交代 ）

議長（2番）

会長より議長を交代します。
それでは申請番号1番について、1番委員より説明をお願いします。

1番委員

議案第159号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の1件です。この1件は、申請地に隣接する所有地とともに杉を植林し、山林として管理したく申請されたものです。申請地図面の1ページから4ページをお開きください。申請地周囲は原野で隣接する農地はなく、雨水は自然浸透

1 番委員

で問題ないと思われます。以上、受付番号 1 番の 1 件について調査しましたが、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（2 番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（ なしの声 ）

議長（2 番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号 1 番の 1 件を、決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（2 番）

異議なしということですので、議案第 1 5 9 号、申請番号 1 番の 1 件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。
会長へ議長を交代します。

（ 会長（1 番）へ議長交代 ）

議案第 1 6 0 号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：新規分）

議長（1 番）

会長代理より議長を交代します。

次に議案第 1 6 0 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分、申請番号 1 番から 1 3 4 番の 1 3 4 件を議題といたしまして審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 1 6 0 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分は申請番号 1 番から 1 3 4 番の 1 3 4 件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 1 3 4 件は、1 2 ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8

事務局	<p>条第5項第1号・第2号・第4号の承認要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。</p>
議長（1番）	<p>説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、7番委員より申請番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。</p>
7番委員	<p>議案第160号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号1番の1件を説明します。この1件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長（1番）	<p>次に2番、10番、21番、22番、24番、31番、54番、61番、77番、86番、89番、95番、96番、99番、100番、110番から112番、114番から116番、119番、123番、126番、127番の25件について、8番委員より説明をお願ひします。</p>
8番委員	<p>議案第160号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号2番、10番、21番、22番、24番、31番、54番、61番、77番、86番、89番、95番、96番、99番、100番、110番から112番、114番から116番、119番、123番、126番、127番の25件を説明します。この25件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件を満たしており、認定農業者等担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長（1番）	<p>次に3番から9番、11番から14番、16番から20番、23番、25番から30番、32番から50番、52番、53番、55番から60番、62番から68番、70番から76番、78番から85番、87番、88番、90番から94番、97番、98番、101番から109番、113番、117番、118番、120番から122番、124番、128番、130番、131番、133番、134番の102件について、5番委員より説明をお願ひします。</p>
5番委員	<p>議案第160号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号3番から9番、11番から14番、16番から20番、23番、25番</p>

5番委員

から30番、32番から50番、52番、53番、55番から60番、62番から68番、70番から76番、78番から85番、87番、88番、90番から94番、97番、98番、101番から109番、113番、117番、118番、120番から122番、124番、128番、130番、131番、133番、134番の102件を説明します。この102件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件を満たしており、認定農業者等担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願い致します。

議長（1番）

次に15番、51番、125番の3件について、10番委員より説明をお願いします。

10番委員

議案第160号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号15番、51番、125番の3件を説明します。この3件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件を満たしており、認定農業者等担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願い致します。

議長（1番）

次に69番、129番の2件について、15番委員より説明をお願いします。

15番委員

議案第160号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号69番、129番の2件を説明します。この2件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願い致します。

議長（1番）

次に132番について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第160号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号132番の1件を説明します。この1件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより申請１３４件について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号１番から１３４番の１３４件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに、決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第１６０号、申請１３４件は農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議案第１６１号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：再配分）

議長（１番）

次に議案第１６１号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の再配分、申請番号１番の１件を議題といたしまして審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第１６１号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の再配分は申請番号１番の１件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請１件は、１２ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、７番委員より申請番号１番の１件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

7 番委員

議案第 1 6 1 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、私の担当区域の申請番号 1 番の 1 件を説明します。この 1 件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより申請 1 件について、質疑に入ります。質疑はありますか。

（ なしの声 ）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号 1 番の 1 件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに、決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1 番）

異議なしということですので、議案第 1 6 1 号、申請番号 1 番の 1 件は農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議長（1 番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。
これで第 2 4 回農業委員会定例総会を終了いたします。

令和7年5月30日

1番（会長） 原田 俊一

2番（会長代理） 奥村 千扶子

議事録署名委員

6番 牧野 菜那

23番 上村 眞司